6　法第百三十七条の二第九項第三号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一　法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受ける個人が国税通則法第百十七条第一項（納税管理人）に規定する納税管理人を解任し、又は当該納税管理人につき死亡、解散その他財務省令で定める事実（以下この号において「死亡等事実」という。）が生じた場合において、その解任の日から四月を経過する日又は当該個人が当該納税管理人につき死亡等事実の生じたことを知つた日から六月を経過する日までに同条第二項の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと。

二　次項に規定する猶予承継相続人が第八項又は第九項において準用する法第百三十七条の三第十項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定による納税管理人の届出をしなかつたこと。

7　法第百三十七条の二第十三項の規定により納付の義務を承継した同項の相続人（以下この条において「猶予承継相続人」という。）については、法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けた者とみなして、同条及びこの条の規定を適用する。

8　非居住者である猶予承継相続人は、既に国税通則法第百十七条第二項の規定による納税管理人の届出をしている場合を除き、その相続の開始があつたことを知つた日の翌日から四月以内に、同項の規定による納税管理人の届出をしなければならない。この場合において、次条第二項及び第三項の規定は当該届出をすべき非居住者である猶予承継相続人が二人以上あるときに当該納税管理人の届出をする場合について、法第百三十七条の三第八項及び第九項の規定は当該納税管理人の届出が当該期限までに行われなかつた場合について、それぞれ準用する。

9　法第百三十七条の三第十項の規定は、居住者である猶予承継相続人が国外転出をする場合について準用する。

10　次条第十一項及び第十二項の規定は、猶予承継相続人が法第百三十七条の二第二項の届出書、同条第六項に規定する継続適用届出書又は第五項の書類を提出する場合について準用する。

（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）

第二百六十六条の三　法第百三十七条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）に規定する政令で定める場合は、同項に規定する贈与の日から五年を経過する日（同条第三項の規定により同条第一項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日）までに当該贈与に係る非居住者である受贈者が死亡したことにより、当該贈与により移転を受けた法第六十条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例）に規定する有価証券等（以下この条において「有価証券等」という。）又は法第六十条の三第二項に規定する未決済信用取引等（以下この条において「未決済信用取引等」という。）若しくは法第六十条の三第三項に規定する未決済デリバティブ取引（以下この条において「未決済デリバティブ取引」という。）に係る契約の相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転があつた場合とする。

2　法第百三十七条の三第二項の規定による納税管理人の届出をする場合において、同項に規定する対象資産を取得した非居住者が二人以上あるときは、当該届出は、各非居住者が連署による一の書面で行わなければならない。ただし、当該取得した他の非居住者の氏名を付記して各別に行うことを妨げない。

3　前項ただし書の方法により同項の届出をした非居住者は、遅滞なく、当該取得した他の非居住者に対し、当該届出の際に提出した書面に記載した事項の要領を通知しなければならない。

4　法第百三十七条の三第十項の規定は、同条第二項に規定する適用被相続人等の相続人である居住者が法第六十条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例）に規定する国外転出（第十六項において「国外転出」という。）をしようとする場合について準用する。

5　法第百三十七条の三第二項に規定する政令で定める場合は、相続又は遺贈（同項に規定する遺贈をいう。以下この項及び第七項において同じ。）の開始の日から五年を経過する日（同条第三項の規定により同条第二項の規定による納税の猶予を受けている場合には、十年を経過する日。第七項において同じ。）までに当該相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者の全てが死亡したことにより、当該相続又は遺贈により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の全てについて相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転があつた場合とする。

6　法第百三十七条の三第一項に規定する贈与納税猶予分の所得税額若しくは同条第二項に規定する相続等納税猶予分の所得税額又はこれらの金額の合計額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

7　法第百三十七条の三第六項に規定する政令で定める事由は、相続又は遺贈の開始の日から五年を経過する日までに当該相続又は遺贈に係る非居住者である受贈者、相続人又は受遺者が死亡したことにより、当該相続又は遺贈により移転を受けた有価証券等又は未決済信用取引等若しくは未決済デリバティブ取引に係る契約の一部について相続（限定承認に係るものに限る。）又は遺贈（包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）による移転があつたこととする。

8　法第百三十七条の三第六項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）とする。この場合において、当該計算した金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

一　法第百三十七条の三第四項に規定する納税猶予分の所得税額（既に同条第六項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用があつた金額を除く。）

二　当該贈与の日又は相続の開始の日（次項において「贈与等の日」という。）の属する年分の法第百二十条第一項第三号（確定所得申告）に掲げる金額から法第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産又は同条第二項に規定する適用相続等資産（これらの資産について既に同条第六項の事由が生じたものを除く。第十項において同じ。）につき法第六十条の三第一項から第三項までの規定の適用がないものとした場合における当該年分の同号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零）

9　贈与等の日の属する年分の所得税につき法第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）の規定の適用があり、かつ、法第百三十七条の三第一項の規定の適用がある場合には、前条第四項の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。この場合において、同項第一号中「第百三十七条の三第四項」とあるのは「第百三十七条の二第一項（国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）及び第百三十七条の三第四項」と、「所得税額」とあるのは「所得税額の合計額」と、「同条第六項」とあるのは「法第百三十七条の二第五項又は第百三十七条の三第六項」と、「同項」とあるのは「これら」と、同項第二号中「当該贈与の日」とあるのは「当該国外転出（法第六十条の二第一項に規定する国外転出をいう。）の日、贈与の日」と、「第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産又は」とあるのは「第百三十七条の二第一項に規定する適用資産（既に同条第五項の事由が生じたものを除く。）につき法第六十条の二第一項から第三項までの規定の適用がないものとし、かつ、法第百三十七条の三第一項に規定する適用贈与資産若しくは」と、それぞれ読み替えるものとする。